

工事請負代金債権の譲渡について

建設業者への資金供給の円滑化を図るため、工事代金債権の譲渡について、債権譲渡人が地域建設業経営強化融資制度を活用する場合、以下のとおり承諾することとする。

1. 債権譲渡人

市発注工事を受注・施工している、原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の中小・中堅元請建設業者とする。

2. 債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。）又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者とする。

3. 債権譲渡の対象工事

債権譲渡の対象となる建設工事は、請負金額130万円以上の工事とする。ただし、次の工事は対象外とする。

- (1) 受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (2) 以下の工事を除く、国庫債務負担行為等及び歳出予算の繰越など工期が複数年度にわたる工事
 - ア 国庫債務負担行為等の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
- (3) 履行保証として役務的保証を必要とする工事
- (4) 当該建設業者の工事施工能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事

4. 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、当該工事が完成した場合においては、建設工事請負基準約款第31条第2項（工事請負契約が解除された場合においては、建設工事請負基準約款第50条第1項）の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負金額から既払金及び建設工事請負基準約款により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、譲渡後に契約変更により請負金額に増減が生じた場合には、譲渡債権額は、変更後の金額から同様に既払金等を控除した額とする。

5. 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

6. 承諾時の留意事項

- (1) 本制度に係る債権譲渡により、当該建設業者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものでないこと。
- (2) 債権譲渡が行われた場合には、それ以降は部分払等を行わないこと。
- (3) 本制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるので、債権譲渡の承諾依頼があったことをもって、当該建設業者の経営状態が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いを行ってはならないこと。

7. 提出書類の受付

発注者は、債権譲渡の承諾依頼を受ける際には、当該建設業者から以下の書類を提出させること。

- (1) 工事履行報告書（様式1） 1通
- (2) 債権譲渡承諾依頼書（様式2-1） 1通
- (3) 債権譲渡先との間の調印済みの債権譲渡契約証書（様式3）の写し 1通
- (4) 発行日から3か月以内の当該建設業者及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通
- (5) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通

8. 7の提出書類確認時の留意点

- (1) 工事履行報告書（様式1）
工事進捗率が2分の1以上であることを確認すること。なお、承諾にあたっての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した様式1の受領をもって足りることとする（出来高の査定ではない）。
- (2) 債権譲渡承諾依頼書（様式2-1）及び債権譲渡先との間の調印済みの債権譲渡契約証書（様式3）の写し
譲渡対象債権の金額（依頼時時点）が工事請負契約に基づき当該建設業者

が請求できる債権金額と一致していること等を確認すること。

(3) 発行日から3か月以内の当該建設業者及び債権譲渡先の印鑑証明書

債権譲渡承諾依頼書等の印影を照合すること。なお、当該建設業者及び債権譲渡先が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼等を行う場合において（申請書類は個別に提出させる）、申請書類等の提出を受けた日から起算して3か月以内に発行された印鑑証明書が既に同じ発注機関に提出されている際には、当該証明書の提出を省略することができる。

9. 承諾処理手順等

譲渡承諾依頼書等の受理は、以下のとおり財政課で処理を行うものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書等の受理後、速やかに承諾のための手続きを行う。
- (2) 本制度専用の債権譲渡整理簿（様式4）により債権譲渡の依頼及び承諾状況を管理する。
- (3) 債権譲渡の承諾後、発注者の押印がなされた債権譲渡承諾書（様式2-2）2通を当該建設業者に交付する。

10. 融資実行報告書等の提出要求

- (1) 当該建設業者及び債権譲渡先が、発注者による承諾後、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて融資実行報告書（様式5）を提出させるものとする。
- (2) 当該建設業者が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに公共工事金融保証証書の写しを提出させるものとする。

11. 債権譲渡先からの債権金額の請求受付

債権譲渡を受けた債権譲渡先からの確定した債権金額の請求にあたっては、以下の書類を提出させるものとする。

- (1) 工事代金請求書（十日町市様式11） 1通
- (2) 債権譲渡承諾依頼書（様式2-1）の写し 1通
- (3) 債権譲渡承諾書（様式2-2）の写し 1通
- (4) 債権譲渡契約証書（様式3）の写し 1通

なお、当然のことであるが、債権譲渡先は発注者による検査に合格し、引渡しを行った場合にのみ、債権金額の請求ができる。

12. 工事請負代金請求書確認時の留意事項

請求金額が譲渡債権の範囲並びに債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書において規定されている債権金額と一致していることを確認すること。

13. 建設工事代金請負の債権の譲渡を承諾する期間
平成 26 年 3 月末日までの間に限り効力を有するものとする。